

守谷市特別職報酬等審議会に対する諮問の内容 及び特別職の報酬額等の決定について

1 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	報酬等 の月額	期末手当						加算 措置
		6 月期	1.55 月分	12 月期	1.70 月分	計	3.25 月分	
市長	800,000 円	6 月期	1.55 月分	12 月期	1.70 月分	計	3.25 月分	役職 加算 15%
副市長	646,000 円							
教育長	604,000 円							
議長	430,000 円	6 月期	1.525 月分	12 月期	1.675 月分	計	3.20 月分	
副議長	397,000 円							
議員	367,000 円							

* 期末手当の積算方法（報酬等の月額＋（報酬等の月額×役職加算））×支給月数
年間の支給額

例 市長 800,000 円＋（800,000 円×15%）×3.25 月分＝2,990,000 円

議長 430,000 円＋（430,000 円×15%）×3.20 月分＝1,582,400 円

2 審議の内容

（1）対象となる特別職

三役（市長，副市長，教育長），市議会議員（議長，副議長，議員）

（2）諮問の内容（資料P5「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の概要案」参照）

ア 特別職の期末手当（ボーナス）の支給月数及び改定時期について
国の特別職 年間 3.25 月分 → 3.30 月分（0.05 月分引上げ）

3 報酬額等の決定に対する考え方など

（1）期末手当の支給月数及び改定時期について

国における特別職の期末手当の支給月数との均衡を考慮して，特別職については，国に合わせ改定を行ってきております。（資料1－3）